

令和4年第1回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第1回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（2月22日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	9
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	9
広域連合長の挨拶	9
日程第4 副議長の選挙について	11
日程第5 議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号までの上程及び提案理由説明	12
日程第6 上程議案等に対する質疑 [議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで]	14
日程第7 一般質問	21
日程第8 上程議案等に対する討論及び表決 [議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで]	24
日程第9 閉会中所管事務調査について	28
閉会宣告	28

會議錄署名	29
參考資料 議案等審議結果一覽表	31
議案等質疑通告一覽表	32
上程議案等	35



令和 4 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



写

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和4年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年2月1日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

- 1 日 時 令和4年2月22日 午後2時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4-1 水戸市役所

以 上

議員出席表

令和4年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月22日
1	須田 浩和	○
2	青木 俊一	/
3	下村 壽郎	○
4	黒川 輝男	○
5	菱沼 和幸	○
6	大木 作次	○
7	滝沢 健一	○
8	原部 司	○
9	倉持 守	○
10	菊池 勝美	○
11	坪和 久男	○
12	滝 広嗣	○
13	安見 貴志	○
14		
15	遠藤 憲子	○
16	小久保 貴史	○
17	加藤 恭子	○
18	坂本 仙一	○
19	田崎 清	○
20	寺田 文彦	○
21	淀川 茂樹	○
22	富山 豪	○

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月22日
23	増淵 慎治	○
24	張替 秀吉	○
25	松戸 千秋	/
26	田谷 文子	○
27	仁平 実	○
28	山本 実	○
29	岡田 晴雄	○
30	岩間 勝栄	○
31	守谷 智明	○
32	荒川 一秀	○
33	川澄 敬子	○
34	坂本 純治	○
35	小林 祥宏	○
36	河野 健一	○
37	齋藤 忠一	○
38	飯田 洋司	○
39	久保谷 充	/
40	高橋 利彰	/
41	中山 勝三	/
42	植竹 美智雄	○
43	青木 輝明	○
44	船川 京子	○

説明員出席者（地方自治法121条第1項）

広域連合長	豊田	稔（北茨城市長）
副広域連合長	染谷	森雄（五霞町長）
事務局長	本谷	忍
監査委員	小沼	均
事務局次長兼会計管理者	関口	勝己
総務企画課長	澁谷	憲一
事業課長	石川	憲一

議会事務局職員出席者

議会事務局長	太田	和成
書記	植竹	徹

提 出 議 案 一 覧

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 3 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 号 令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の策定について
- 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（和解）



議 事 日 程

2 月 2 2 日



令和 4 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

令和 4 年 2 月 22 日（火）

午後 2 時開議

- 開会宣告
- 諸般の報告
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
広域連合長の挨拶
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第 3 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 号 令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 号 令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の策定について
- 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（和解）
- 日程第 6 上程議案等に対する質疑
- 【議案第 1 号から議案第 6 号まで及び報告第 1 号から報告第 3 号まで】

- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 上程議案等に対する討論及び表決
【議案第 1 号から議案第 6 号まで及び報告第 1 号から報告第 3 号まで】
- 日程第 9 閉会中所管事務調査について
閉会宣告

午後 2 時 01 分

開会宣告

○議長（須田浩和君） 大変お疲れさまでございます。

初めに、会議に先立ちまして御報告申し上げます。

小美玉市議会から選出されておりました笹目雄一議員におかれましては、令和 3 年 12 月 13 日に御逝去されました。心から哀悼の意を表します。

ここで笹目議員の御冥福を祈り、黙禱を捧げたいと思います。皆様方御起立のほどお願い申し上げます。

〔総員起立〕

それでは、お願いいたします。

黙禱。

〔黙禱〕

○議長（須田浩和君） 黙禱を終わります。御着席ください。

それでは御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は 36 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（須田浩和君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

茨城町議会選出の田家勇作議員、ひたちなか市議会選出の三瓶武議員、行方市議会選出の鈴木義浩議員、潮来市議会選出の箕輪昇議員、取手市議会議員選出の結城繁議員から、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されましたため、議長においてこれを許可いたしました。

また、先ほども申し述べましたが、小美玉市議会選出の笹目雄一議員が御逝去されました。

これにより、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、令和3年12月2日に茨城町議会の川澄敬子議員、同月16日にひたちなか市議会の加藤恭子議員、行方市議会の岡田晴雄議員、令和4年1月18日に小美玉市議会の荒川一秀議員、同年2月14日に潮来市議会の田崎清議員が当選されましたことを御報告いたします。

なお、取手市議会選出議員につきましては、広域連合議会議員補欠選挙が執り行われていないため欠員となっています。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、川澄敬子議員から挨拶をお願いいたします。

○ **33番**（川澄敬子君） 茨城町議会から選出されました川澄敬子と申します。よろしくをお願いいたします。

○ **議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

14時1分、31番守谷智明議員が出席いたしましたので、御報告申し上げます。

続きまして、加藤恭子議員から御挨拶を願います。

○ **17番**（加藤恭子君） ひたちなか市議会選出の加藤恭子と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ **議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、岡田晴雄議員から御挨拶を願います。

○ **29番**（岡田晴雄君） 皆様こんにちは。

行方市議会選出の岡田晴雄です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ **議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、荒川一秀議員から御挨拶を願います。

○ **32番**（荒川一秀君） 小美玉市選出の荒川一秀でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ **議長**（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、田崎清議員から御挨拶を願います。

○19番（田崎清君） 潮来市選出の田崎清です。よろしくお願いします。

○議長（須田浩和君） ありがとうございます。

14時5分、18番坂本仙一議員が出席をいたしましたので、御報告申し上げます。

日程第1 議席の指定について

○議長（須田浩和君） それでは、日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（須田浩和君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、26番田谷文子議員、27番仁平実議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（須田浩和君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認め、よって、会期は本日1日と決しました。

広域連合長の挨拶

○議長（須田浩和君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 令和4年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

議員の皆様におかれましても、本日は大変御多用中のところ御出席をいただき、また、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力いただき、御礼を申し上げます。

さて、昨年秋から落ち着きを見せていた新型コロナウイルス感染症が、今年に入り急拡大し、第6波に見舞われております。感染拡大を防止するためには、基本的な感染症対策を徹底することが重要であるとともに、ワクチン接種が大変有効であります。

我々地方自治体といたしましては、昨年12月24日に示された国の新しい方針に基づき、第3回目のワクチン接種を進めるなど、必要な対応を図らなければなりません。

さて、医療保険制度であります。昨年10月からオンライン資格確認の運用が開始されたところでございます。被保険者は、マイナンバーカードを被保険者証として利用することで、待ち時間の短縮と限度額情報の取得手続の簡略化による利便性の向上が図られます。

一方、私ども保険者におきましては、資格の過誤請求の削減と事務コストの削減が期待されるところでございます。

全世代型社会保障制度の構築を図るため、昨年6月の法改正により、一部の被保険者の窓口負担が2割に引き上げられることになり、このたび、その施行期日が本年10月1日からとされたところでございます。

私どもといたしましては、急激な負担の増加を抑制するために設けられた配慮措置を含め、被保険者に対し丁寧な説明を行い理解が深まるよう、市町村と連携を図りながら円滑な制度移行に努めていく所存であります。

また、今後、被保険者数の一層の増加が見込まれる中、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、また健康寿命を延ばし、健やかで心豊かな生活が送れるよう、市町村と一体となって全力で取り組んでまいりたい所存でございます。

本日は、令和4年度当初予算案及び令和3年度補正予算案など9件の案件について

御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○議長（須田浩和君） ありがとうございます。

日程第4 副議長の選挙について

○議長（須田浩和君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認め、よって、副議長の選挙方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

副議長に齋藤忠一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました齋藤忠一議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました齋藤忠一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました齋藤議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

それでは、齋藤副議長から御挨拶をお願いいたします。

〔副議長 齋藤忠一君 登壇〕

○副議長（齋藤忠一君） ただいま副議長に選任されました、大子町議会議長の齋藤でございます。

不慣れではございますが、しっかりと議長を補佐してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（須田浩和君） ありがとうございます。

日程第5	議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第2号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第3号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
	議案第4号	令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
	議案第5号	令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第6号	茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について
	報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて
	報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて
	報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて

○議長（須田浩和君） 次に、日程第5、議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上9件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上9件を一括議題とすることに決しました。それでは、ただいまの9件について提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

- 広域連合長（豊田稔君） それでは、提案理由の説明を申し述べます。

議案第1号、後期高齢者医療に関する条例の改正につきましては、令和4年度及び令和5年度における保険料率を定めるとともに、保険料の賦課限度額の引上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第2号、令和4年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,113万4,000円とするものでございます。

議案第3号、令和4年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,617億4,333万2,000円とするものでございます。

議案第4号、令和3年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,788万4,000円を減額するものでございます。

議案第5号、令和3年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15億1,334万8,000円を減額するものでございます。

議案第6号、第4次広域計画の策定につきましては、第3次広域計画の計画期間の満了に当たり、令和4年度を初年度とする第4次広域計画を策定するものでございます。

報告第1号から報告第3号まで、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求の訴訟の和解をすることについて専決処分を行ったものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

- 議長（須田浩和君） 以上で9件の提案理由の説明は終了いたしました。

日程第6 上程議案等に対する質疑

○議長（須田浩和君） 次に、日程第6、議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上9件の上程議案等に対する質疑を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

[15番 遠藤憲子君 登壇]

○15番（遠藤憲子君） 15番の遠藤憲子でございます。

通告してございます議案質疑を行います。

初めに、議案第3号 令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

44ページ、保険給付費の療養給付費についてでございます。前年度比、約156億円増となっております。10月からは年金収入で200万円以上、そして世帯では320万円以上の方の窓口負担2割が実施されますが、被保険者負担は3年間につき配慮措置が行われると言われておりますが、月額3,000円までと言われております。そしてまた、入院には該当しません。そして、2割負担対象者への周知、対応について、また、この増額の内容について伺います。

次に、48ページ、保健事業費の中のその他健康保持推進費についてでございます。委託料、保健事業の一体的実施に係る委託料が、前年比での積算方法の見直しと事業内容を伺いたいと思います。見直しの内容についてでございます。

そして、議案第5号 令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

26ページ、国庫支出金で後期高齢者医療災害等臨時特例交付金、この事業内容について伺います。

新型コロナ禍での保険料などの軽減だと思うのですが、事業内容について伺います。

そして、議案第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についてでございます。

第3次計画の総括と第4次計画の策定の経緯について伺います。

以上です。

○議長（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長（本谷忍君） 遠藤議員の議案質疑にお答えいたします。

初めに、2割負担対象者への周知等についてでございます。

議員御案内のとおり、窓口負担2割区分の導入に伴い、影響の大きい外来患者について自己負担額が急増しないようにするための配慮措置が設けられております。この配慮措置は、外来の自己負担額が月6,000円、総医療費にして3万円を超えた場合に、超えた分の自己負担が1割負担相当となるよう高額療養費の上限額を別途設定することで一月の自己負担の増加額を最大3,000円に収める3年間の経過措置でございます。

その配慮措置を含む制度改正の周知につきましては、現在、厚生労働省のホームページへの掲載や国のコールセンターの設置などにより周知、広報を行っているところでございます。

また、今後は、広域連合及び市町村のホームページや市町村広報紙などを通じて広く周知に努めてまいります。

このほか、改正法施行前の9月頃には全被保険者に被保険者証の再送付を行いますが、その際にも負担割合の見直しや配慮措置に係るリーフレットを同封して周知を図る予定でございます。

次に、配慮措置を受けるために必要な手続についてですが、配慮措置を受けるのに必要な高額療養費の事前口座登録を推進するため、高額療養費の口座が未登録の方に対して、9月頃にプッシュ型で申請勧奨通知を送付する予定であり、送付対象者は2割負担対象者、約9万人のうち、およそ半数の約4万5,000人を見込んでおります。

なお、仮に事前登録をされなかった方についても、支給要件を満たした場合には、通常の高額療養費の対象者と同様に、広域連合から所定の申請書を送付し、丁寧に対応してまいります。

広域連合としましては、引き続き国や市町村と十分に連携しながら、本年10月1日の改正法の円滑な施行に向けて、きめ細かく対応してまいります。

次に、令和4年度当初予算額における療養給付費の増加についてでございます。

令和4年度の療養給付費の当初予算額は約3,391億円であり、前年度に比べ約156億円、率にして4.8%の増となりますが、増加の主な理由としましては、来年度から団

塊の世代が75歳に到達し始めるのに伴い、被保険者数の増加が見込まれることによるものでございます。

療養給付費の積算につきましては、被保険者数に1人当たり医療給付費を掛けて算出しており、令和4年度の被保険者数は44万1,400人で、前年度に比べ約1万8,000人、4.2%の増と見込んでおります。

また、令和4年度の1人当たり医療給付費については約80万9,000円と見込んでおり、前年度に比べ約9,000円、1.1%の増となっております。

なお、令和4年度当初予算の編成時においては、2割負担の開始時期がまだ決まっていなかったことから2割負担区分の導入等に係る影響は療養給付費には織り込まれておりません。

次に、保健事業の一体的実施に係る委託料の積算方法の見直しと事業内容についてでございます。

一体的実施事業では、市町村への委託費について、事業の企画調整など中心的な役割を担う医療専門職の person 費に加え、地域における保健指導や通いの場等における啓発、相談等を行う職員の person 費や活動諸費として委託料を設定し、お支払いをしております。

令和3年度当初予算においては、事業実施予定を26市町村とし、実施要綱に基づく上限最大額で所要額を積算し、予算を計上したところでございます。

しかし、事業を進める中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い実施体制が整わないなど各市町村の事情により、主に地域における高齢者支援の取組の予算執行額が当初見込みを大幅に下回ったことから、令和4年度当初予算においては、過去の支払い実績や市町村からの聞き取りを基に、令和4年度の事業計画案を精査した上で、より執行見込みが確実なものとなるよう見直し、予算計上することにしたものでございます。

これにより、令和4年度当初予算額は、前年度比約1億6,000万円の減となりますが、令和4年度の実施予定市町村数については前年度より6市町村多い32市町村を見込んでいるところでございます。

次に、具体的な事業内容についてでございますが、市町村では地域の健康課題などを踏まえ、令和4年度に向けて事業内容の検討を進めているところであり、現在把握している主な個別的支援の取組としては、重複を含め、栄養・口腔・服薬に関わる相談に取り組む予定の市町村が11、生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導の取組を行う市町村が26、健康状態が不明な高齢者の状態を把握し必要なサービスに接続する取組を予定している市町村が11などとなっております。

今後、新年度の実施体制を踏まえた上で取組の詳細を決定していくこととなりますので、引き続き実施予定市町村と連携を密にしながら、丁寧に協議を進めてまいります。

次に、後期高齢者医療災害等臨時特例補助金の事業内容についてでございます。

当該補助金につきましては、広域連合が実施する東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等に対する療養の給付に係る一部負担金の免除、及び保険料の減免と、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対する保険料の減免の特例措置に伴う広域連合の負担増額について、後期高齢者医療事業の円滑、適正な運営を確保することを目的とし、それぞれの補助率に応じて国から交付されるものとなります。

増額の理由としましては、当初予算編成時において、令和3年度の交付要綱が国から示されておらず、補助対象事業が不確定であったため科目設定のみとしていたところですが、このたび補助対象事業の実績見込額により増額補正をお願いするものでございます。

なお、令和4年1月末時点において把握している実績件数は、東日本大震災に伴う一部負担金免除が約1,550件、同じく東日本大震災に伴う保険料減免が約80件、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免が約110件となっております。

最後に、第4次広域計画の策定についてお答えいたします。

初めに、第3次広域計画の総括についてでございますが、当広域連合では、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間として、医療費の適正化、健康の保持増進、財政の健全化、健全な制度運営の四つを基本方針の柱に、制度に関する事務事業を総合的に実施してきたところでございます。

その主なものとして、医療費の適正化につきましては、レセプト点検による過誤請求の是正をはじめ、医療費通知や後発医薬品利用差額通知の送付、重複・頻回受診者に対する訪問指導などに努めてきたところであり、特に後発医薬品使用率につきましては、国が目標とする80%には届かなかったものの、計画当初から14%増の約77%まで向上を図ることができました。

また、保健事業におきましては、健康診査及び歯科健康診査を実施するとともに、健診未受診者への受診勧奨を行うことなどにより、着実に健診受診率等の向上を図ってまいりました。しかしながら、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、重複・頻回受診者に対する訪問指導件数の減少や健診受診率の低下など、大きな影響を受けている状況にありますことから、引き続き感染防止に十分留意しながら、受診機会の提供等に努めてまいりたいと考えております。

そのほか、財政運営に関しましては、保険料収納率が全国平均に並ぶ99.47%まで向上したほか、国庫補助金等を最大限に活用するなど、財源確保を図りつつ、円滑に保険給付等を行い、安定した財政運営に努めてきたところでございます。

いずれにいたしましても、第3次広域計画に基づき、制度に関する事務事業をおおむね適切に執行してきたところであり、次の計画期間においても引き続き制度の安定運営に努めていくことが必要であると認識をいたしております。

次に、第4次広域計画の策定の経緯でございますが、市町村職員の代表者に御協力をいただき、昨年6月から9月にかけて広域計画策定委員会を3回開催し、素案の作成を行ってまいりました。

その素案について、10月から11月にかけて、市町村及び茨城県への意見照会を行うとともに、被保険者の代表や学識経験者などで構成する運営懇談会において御意見をいただいたところでございます。

その後、いただいた御意見を基に素案の修正を行い、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施した上で、このたび議案として上程をした次第でございます。

以上でございます。

○議長（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

15番遠藤憲子君。

発言の残り時間は12分36秒です。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今、丁寧な御答弁ありがとうございました。

特に、令和4年度の茨城県の後期高齢者の特別会計には、この10月からの2割負担については計上されていないということが確認できました。

しかし、令和5年、そしてまた次の令和6年、それにつきましては、当然この2割負担、窓口負担というのが関係してくると思いますが、この辺の積算というか、その辺は想定されているのかどうか伺いたいと思います。

今回の予算書を拝見しますと、当初予算同士を比較した場合には、前年比で約156億円の増となっています。

令和3年度の特別会計予算、補正後では、新型コロナの影響とも考えられるのですが、けれども、0.3%減の約3,222億円となる見通しだと思います。つまりは、その差額が結局は準備基金に積立てになっていくのではないかと考えられますが、その辺の保険給付

の伸びというのが全体の予算編成に大きく関係してくるわけですので、その辺の考えを伺いたいと思います。

それと、先ほど10月からの対応についていろいろと細かに、ホームページなり、それからリーフレットを送るとか、そういうような御答弁ございました。しかし、この75歳という、後期高齢というある程度の高年齢になりますと、一遍にこういうような内容を理解するのが大変時間がかかると思います。もちろん、広域連合のほうからもお知らせは行くだろう、それからいろいろ市町村からも行くであろうと思いますが、この内容をもう少し詳しく被保険者に伝える方法、ただホームページにありますよ、そういうのではなくて、その辺の丁寧な説明が必要だと思いたいますが、その辺についての考えを伺いたいと思います。

それと、保健事業費のほう、これ今資料請求で皆さんのところにも行っていると思います。令和3年度、確かに新型コロナの影響でなかなか実施というものが難しい部分というのがあったというのは理解できます。ですけれども、やはり医療費を削減をしていく一つの方法というのは、即医療にかからない、そのために予防事業というものに取り組む必要が大変高いということも考えられます。

今朝、来るときのラジオで聴いていたのですけれども、高齢者が医療にかからないためには、まずは日頃の生活習慣、あといろいろな方との関わり、そういうものが欠かせないということも言うておりましたので、その辺をこの保健事業の一体的な見直しの中でも具体的に計画をしていていただきたいというふうに思いますが、その辺をもう一度伺いたいと思います。

それと、後期高齢者の災害の交付金、東日本大震災の件、私は今、新型コロナのほうの保険料のほうを中心になっているのではないかというふうに見ましたら、令和4年度は東日本ももちろんあるけれども、新型コロナのほうのこともあるということなのですが、これはたしか10分の10ということで、国庫支出金だと思います。今、新型コロナが本当に収束するかどうか、また新たな株が出てくるのではないかということで、大変皆さんの中にも大きな不安が広がっています。

この令和4年度、今年度については国の方針がどうなるか分からないと思いますが、広域連合としてこのような問題については国に要望していくべきというふうに考えますが、その辺についての考えを伺います。

それと、広域連合の第4次広域計画、長寿健康増進事業というのがたしかあったと思います。これは、市町村が行う介護とか国保との保健事業一体というふうに書いてあるんです。市町村の取組にはもちろん財政的な支援というのが欠かせないと思います。フレイル対策というのが今、国を挙げてやっているとありますが、その辺の事業

について同様に考えるべきではないかと思いますが、その辺を伺いたいと思います。

先ほど療養給付費、2割負担になっていく中で、もし令和5年度の総額というか、給付費の内容が分かればお知らせください。

以上です。

○議長（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長（本谷忍君） 遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、配慮措置の所要額についてでございます。

配慮措置につきまして、今回新たに設けられた措置ということで、現時点で所要額を申し上げることができる状況にはないところでございます。

配慮措置は、高額療養費を運用する中で実施することになりますので、今後の高額療養費の給付動向を見ながら、所要額を見極めてまいりたいと考えております。

それから、保険給付の伸びが準備基金の積立てに影響しているのではないかとというような御発言がございました。準備基金につきましては、実際の保険給付に対して、保険料でありますとか、調整交付金の額、こういったものが幾らになるかということと最終的に決算を踏まえて幾ら積み立てることができるかということを見極めていくこととなります。現時点で保険給付費の予算が4%あまり伸びたから準備基金についてどういう影響が出るかということについては見通せないような状況でございます。

それから、2割負担対象者への周知の方法について、分かりやすい周知方法をということがございました。周知広報の取組につきましては、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、引き続きこうした取組を丁寧に進めることにより、制度改正の背景ですとか目的、それから配慮措置の内容について被保険者の方に目に触れる形で正しく情報を伝えていけるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

フレイル対策についてもお尋ねをいただいたかと思えます。

フレイルは、御承知のとおり、要介護状態になる前の段階であり、運動機能や認知力の低下、それから社会的なつながりの減少など多面的な問題を抱え健康障害を招きやすい状態とされております。

フレイルへの対応でございますけれども、当広域連合では、一体的実施事業のメニューの一つとしてフレイル予防の普及啓発に取り組んでいるところでございます。

現在、コロナ禍における様々な制約によって高齢者のフレイルの進行が懸念されておりまして、我々としまして、市町村と連携しながら、フレイル対策の重要性についてさらに啓発を図ってまいりたいと考えております。

それから、こうしたことについて国にしっかりと要望すべきではないかという御意見もいただきました。これにつきまして、日頃から機会を捉えて国と協議を進めているところでございますので、今後ともしっかりと意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

以上で、上程議案等に対する質疑を終結いたします。

日程第7 一般質問

○議長（須田浩和君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

それでは、質問を許します。

33番川澄敬子君。

〔33番 川澄敬子君 登壇〕

○33番（川澄敬子君） 33番川澄敬子です。議案に対して一般質問を行います。

2008年に後期高齢者医療制度が導入された後、既に6回にわたる保険料値上げが行われております。75歳以上の高齢者は国民の7人に1人の約1,800万人、そのうち所得なしが全国では50.85%、茨城県では53.42%、所得200万円未満が全国では82.31%、茨城県では83.02%、高齢者世帯の7割は公的年金のみ、貯蓄額も300万円以下が35%、貯蓄なしが17%とされています。

一方、高齢者は、複数の病気を持ち、治療が長期化する傾向にあります。しかも、多くの高齢者は、少ない年金から保険料が天引きされ、年金では暮らせない、働かないと暮らせないなどの声が出るなど、高齢世帯の貧困化が進んでいます。この制度がスタートしたときに、当時の政府が国民の批判を受けて導入した保険料軽減措置も打ち切られ、低所得の高齢者に保険料の大幅値上げとなりました。さらに、高齢者、国民がコロナ危機の困難に苦しむ中、75歳以上の窓口負担を1割から2割に引き上げる高齢者医療費2倍化法を強行しています。この法案は、2022年10月から実施予定と

なっており、お年寄りの負担がさらに増える状況になっています。所得階級別の構成割合で分かるように、茨城県の低所得者の割合は全国より高い水準にあります。高齢者の負担を軽減するために、特別の措置を取るべきではないでしょうか。

保険料軽減措置について、本来、国が軽減措置を元に戻すべきですが、現在、打ち切られてしまった以上、茨城県広域連合として支援策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

また、同様に、窓口負担の引上げはお年寄りの生活や健康に直結します。10月からの引上げについて、茨城県広域連合として支援策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

○**議長**（須田浩和君） それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○**事務局長**（本谷忍君） 川澄議員の一般質問にお答えいたします。

保険料軽減につきましては、世帯の所得に応じ、最大で均等割額の7割を軽減する措置が講じられており、所得の低い世帯の方は保険料がより軽減される仕組みとなっております。

また、平成20年の制度施行時より7割軽減が適用される低所得者を対象に、激変緩和の観点から、世帯の所得に応じて均等割額を9割、または8.5割軽減とする特例措置が毎年度国の予算措置により実施されておりました。

しかしながら、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に対する介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給と時期を合わせ、令和元年度より段階的な縮小がなされ、令和3年度より本来の法律本則どおりの軽減割合となったものでございます。

また、医療費窓口負担2割の導入につきましては、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えるため、負担能力のある後期高齢者に可能な範囲で御負担いただくという考えの下、一定以上の所得のある方に窓口で医療費の2割を負担していただくものでございます。

これに伴い、影響の大きい外来患者について、自己負担額が急増しないように、一月分の自己負担の増加額を最大でも3,000円に収める配慮措置が設けられております。

低所得者への保険料軽減及び窓口負担2割への引上げについて、広域連合独自で軽

減助成を行うべきではないかとの御指摘でございますが、後期高齢者医療制度は、国等の負担金、現役世代からの支援金と保険料で運用しており、独自財源は持ち合わせていないことから、軽減助成の独自の実施は困難な状況でございます。

当広域連合といたしましては、先ほど申し上げた法律本則に基づく保険料軽減措置や2割負担導入に伴う配慮措置の実施により、今後とも低所得者の負担軽減と制度の安定運営を図ってまいりたいと考えております。

○**議長**（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

33番川澄敬子君。

発言の残り時間は12分4秒です。

〔33番 川澄敬子君 登壇〕

○**33番**（川澄敬子君） ありがとうございます。

広域連合自体としては、なかなか支援策は難しいというような答弁は残念でありますけれども、この高齢者の負担を軽減するためには、やはり国の制度改革が必要だと思います。特に、制度の公費負担の割合を抜本的に引き上げること、それから、今もありませんけれども、広域連合ごとに弾力的な制度運営ができるようにするためにも、各種の減免規定を設けることや、都道府県、市町村の一般会計からの財源投入を行うことを可能にすることなども必要ではないかと思っております。

また、所得に応じた公平な保険料とするために、今、低所得者へのいろいろな制度ということが報告されましたけれども、現在、保険料軽減の算定には本人の所得だけでなく世帯の総所得が計算されておりますが、これをやめるべきではないかと思っております。このような制度改革が必要だと考えますが、高齢者の負担軽減について、国に対し、茨城県広域連合として意見や要望を上げていただきたいと思いますと思っておりますが、その点について見解を伺います。

○**議長**（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○**事務局長**（本谷忍君） 川澄議員の再質問にお答えいたします。

国に対する要望についてということでございますが、低所得者の保険料軽減見直しや窓口負担2割区分の導入に係る法改正等につきましては、後期高齢者が増加する中、

制度の持続可能性を高める観点から、国の審議会や国会等において様々な視点から議論がなされた上で最終的に決定をされたものであると承知をしております。

制度の抜本改正が必要ではないかという御指摘でございますけれども、後期高齢者の立場からは負担割合は低いほうが望ましいわけでございますが、現役世代の負担が過重となり、後期高齢者医療制度を安定的に持続させていくことができなくなることは避けなければならないと考えております。

しかしながら、今後も少子高齢化の進展や医療費の増加など、高齢者医療を取り巻く環境の変化が考えられますことから、被保険者及び現役世代にとりまして、より望ましい制度となりますよう、後期高齢者の負担軽減につながる財政支援について、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、今後とも国へ要望してまいりたいと考えております。

○議長（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

以上で一般質問を終結いたします。

日程第8 上程議案等に対する討論及び表決

○議長（須田浩和君） 日程第8、議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上9件の上程議案等に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 反対討論を行う前に、通告してございませんが、議案第1号について反対をいたします。

保険料率につきましては、令和2年度、令和3年度と同様ということでございます。中でも賦課限度額を64万円から66万円、2万円の値上げの改正の内容が含まれております。土地などを所有している方々にとり、年金収入だけの方々とは違って、所得割に関係してくるものでございます。このように毎年の値上げでは、高齢者の暮らしを圧迫するものとなっています。

先日、財務省が国民負担率を公表いたしました。この国民負担率というのは、租税

負担及び社会保障負担を合わせた義務的な公費負担の国民所得に対する比率とされております。2019年の実績では44.4%、2020年には46%と年々上がっている、このように国民に負担を強いるもの、この内容がこの中にもうかがわれております。

それでは、議案第3号につきまして反対討論を行います。

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和4年度から、単身者も含めて収入で200万円以上、世帯では320万円以上の窓口負担が2割となります。県内では約9万人が対象となります。今までの1割負担が2倍となります。多くの国民がコロナ禍により困窮に苦しむ中で、国民の負担をさらに増やす2割負担増は、受診控えや健康悪化、重度化にもつながり、高齢者の命と暮らしを危うくするものとなります。

今回の予算には窓口負担2割の被保険者に対する内容は含まれておりませんが、10月からの配慮措置として月額3,000円までを上限とする内容が入っております。しかし、外来の3年間、令和6年までだけで、入院には何ら措置が取られておりません。その後は、高齢者の暮らしを直撃する2割負担が押し寄せてまいります。もともと75歳以上の高齢者だけの医療保険制度、国や県、現役世代からの財政支援がなければ運営することは厳しいことは当初から想像できたこととございます。団塊世代が75歳を迎える2022年度から2024年度まで被保険者数は伸びていきます。しかし、この世代は日本の高度成長を支えてきたこと、そして雇用環境が安定をしていること、そのため、年金収入や保険料の収納についても確保できている世代と考えます。

しかし、今回の負担増は国民の負担を減らし、その分を被保険者に負わせるやり方、保険制度として逆行するものではないでしょうか。窓口負担を2割にすることは、先ほど述べました命と暮らし、健康悪化を招くものにつながり、一時的な配慮措置では到底賄い切れないものになります。

このような負担増が含まれました令和4年度茨城県後期高齢者医療後期高齢者医療の特別会計予算に反対をいたします。

○議長（須田浩和君） 以上で15番遠藤憲子君の討論を終了いたします。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに

決しました。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（須田浩和君） 総員起立。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（須田浩和君） 総員起立。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第2号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（須田浩和君） 総員起立。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第3号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（須田浩和君） 総員起立。よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 9 閉会中所管事務調査について

○議長（須田浩和君） 次に、日程第 9、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（須田浩和君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和 4 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 05 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 須田 浩和

26番 田谷 文子

27番 仁平 実



参 考 资 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R4.2.22	原案可決
		R4.2.22	
議案第2号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	R4.2.22	原案可決
		R4.2.22	
議案第3号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	R4.2.22	原案可決
		R4.2.22	
議案第4号	令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	R4.2.22	原案可決
		R4.2.22	
議案第5号	令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	R4.2.22	原案可決
		R4.2.22	
議案第6号	茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について	R4.2.22	原案可決
		R4.2.22	
報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(訴訟上の和解)	R4.2.22	承認
		R4.2.22	
報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(訴訟上の和解)	R4.2.22	承認
		R4.2.22	
報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(和解)	R4.2.22	承認
		R4.2.22	

質問者	川澄 敬子 議員	受付日	令和4年2月15日
質問事項			答弁者
<p>1 【後期高齢者医療制度について】</p> <p>高齢者世帯の7割が公的年金のみで、所得がない方も多い中で、後期高齢者医療保険の負担は大きい。</p> <p>保険料軽減措置（特例軽減）が打ち出され、さらに今年10月からは75歳以上の窓口負担が2割に引き上げられる。</p> <p>広域連合独自で、低所得者への保険料軽減措置を設けるべきではないか。</p> <p>窓口負担2割の引き上げに対し、広域連合として負担軽減のための助成を行うべきではないか。</p> <p>国に対し、特例軽減を再度行うよう、また窓口負担を1割に戻すよう、要望していただきたい。</p>			事務局長

発 言 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和4年2月15日
発 言 事 項			
1 【反対討論】			
○ 議案第3号 令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算			



上 程 議 案 等



議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 22 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 104 条第 2 項及
び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第 318 号）第18条の
規定により、令和 4 年度及び令和 5 年度の後期高齢者医療制度の保険料率を定
めるなど所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改める。

第10条中「64万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 2 号

令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,081,134 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1, 0 7 7, 4 2 1
	1 負 担 金	1, 0 7 7, 4 2 1
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		1
	1 基 金 繰 入 金	1
4 繰 越 金		2, 0 0 0
	1 繰 越 金	2, 0 0 0
5 諸 収 入		1, 7 1 1
	1 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1, 7 1 0
歳 入 合 計		1, 0 8 1, 1 3 4

歳出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2, 5 7 4
	1 議 会 費	2, 5 7 4
2 総 務 費		2 7 8, 3 7 2
	1 総 務 管 理 費	2 7 8, 1 2 7
	2 選 挙 費	9 5
	3 監 査 委 員 費	1 5 0
3 民 生 費		7 9 8, 1 8 7
	1 社 会 福 祉 費	7 9 8, 1 8 7
4 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
5 予 備 費		2, 0 0 0
	1 予 備 費	2, 0 0 0
歳 出 合 計		1, 0 8 1, 1 3 4

一般会計

議案第3号

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ361,743,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月22日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 負 担 金		67,384,928
	1 市 町 村 負 担 金	67,384,928
2 国 庫 支 出 金		116,718,026
	1 国 庫 負 担 金	87,002,075
	2 国 庫 補 助 金	29,715,951
3 県 支 出 金		30,182,632
	1 県 負 担 金	30,182,631
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		144,226,164
	1 支 払 基 金 交 付 金	144,226,164
5 特別高額医療費共同事業交付金		208,804
	1 特別高額医療費共同事業交付金	208,804
6 財 産 収 入		26
	1 財 産 運 用 収 入	26
7 繰 入 金		2,398,187
	1 一 般 会 計 繰 入 金	798,187
	2 基 金 繰 入 金	1,600,000
8 繰 越 金		6
	1 繰 越 金	6
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		624,558
	1 延滞金、加算金及び過料	4
	2 預 金 利 子	2,732
	3 雑 入	621,822
歳 入 合 計		361,743,332

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		871,775
	1 総 務 管 理 費	870,377
	2 賦 課 徴 収 費	1,398
2 保 険 給 付 費		359,300,682
	1 療 養 諸 費	342,721,926
	2 高 額 療 養 諸 費	15,182,305
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,396,451
3 県財政安定化基金拠出金		89,217
	1 県財政安定化基金拠出金	89,217
4 特別高額医療費共同事業拠出金		209,008
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	209,008
5 保 健 事 業 費		1,203,692
	1 健康保持増進事業費	1,203,692
6 基 金 積 立 金		31
	1 基 金 積 立 金	31
7 公 債 費		980
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	979
8 諸 支 出 金		62,947
	1 償還金及び還付加算金	62,947
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	361,743,332

議案第4号

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ77,884千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ975,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月22日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,041,643	△77,527	964,116
	1 負担金	1,041,643	△77,527	964,116
5 諸収入		1,940	△357	1,583
	2 雑収入	1,939	△357	1,582
歳入合計		1,053,183	△77,884	975,299

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,781	△215	2,566
	1 議会費	2,781	△215	2,566
2 総務費		278,501	△10,345	268,156
	1 総務管理費	278,254	△10,345	267,909
3 民生費		769,900	△67,324	702,576
	1 社会福祉費	769,900	△67,324	702,576
歳出合計		1,053,183	△77,884	975,299

議案第5号

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2号）

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,513,348千円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358,084,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月22日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金		63,893,067	△383,763	63,509,304
	1 市町村負担金	63,893,067	△383,763	63,509,304
2 国庫支出金		111,171,747	△180,128	110,991,619
	1 国庫負担金	82,453,788	△185,610	82,268,178
	2 国庫補助金	28,717,959	5,482	28,723,441
3 県支出金		28,585,073	△70,364	28,514,709
	1 県負担金	28,585,072	△70,364	28,514,708
4 支払基金交付金		138,044,205	△564,460	137,479,745
	1 支払基金交付金	138,044,205	△564,460	137,479,745
5 特別高額医療費共同事業 交 付 金		144,831	20,254	165,085
	1 特別高額医療費共同事業 交 付 金	144,831	20,254	165,085
7 繰 入 金		1,045,996	△343,419	702,577
	1 一般会計繰入金	769,900	△67,324	702,576
	2 基金繰入金	276,096	△276,095	1
10 諸 収 入		733,227	8,532	741,759
	1 延滞金、加算金及び過料	3	994	997
	3 雑 入	727,532	7,538	735,070
歳 入 合 計		359,598,122	△1,513,348	358,084,774

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		858,779	△51,216	807,563
	1 総 務 管 理 費	857,467	△51,177	806,290
	2 賦 課 徴 収 費	1,312	△39	1,273
2 保 険 給 付 費		341,132,646	△1,189,448	339,943,198
	1 療 養 諸 費	325,942,084	△1,120,600	324,821,484
	2 高 額 療 養 諸 費	13,819,311	46,608	13,865,919
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,371,251	△115,456	1,255,795
4 特別高額医療費共同事業 拠 出 金		145,034	20,254	165,288
	1 特別高額医療費共同事業 拠 出 金	145,034	20,254	165,288
5 保 健 事 業 費		1,319,522	△415,338	904,184
	1 健康保持増進事業費	1,319,522	△415,338	904,184
6 基 金 積 立 金		3,276,976	105,087	3,382,063
	1 基 金 積 立 金	3,276,976	105,087	3,382,063
8 諸 支 出 金		12,767,388	17,313	12,784,701
	1 償還金及び還付加算金	12,767,388	17,313	12,784,701
歳 出 合 計		359,598,122	△1,513,348	358,084,774

議案第6号

茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を策定するにあたり、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

平成29年度から令和3年度までを計画期間とする第3次広域計画の計画期間の満了に当たり、令和4年度を初年度とする第4次広域計画を策定するため、この計画案を提出するものである。

報告第 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和元年（ワ）第 240 号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 3 年 10 月 29 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和元年（ワ）第 240 号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が道路を横断中、被告が運転する普通乗用自動車被害者に衝突し、被害者が受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金 11,778,676 円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、請求額のうち 10,445,045 円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。

報告第 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和2年（ワ）第260号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年10月29日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和2年（ワ）第260号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が自転車を運転中、被告が運転する普通乗用自動車被害者に衝突し、被害者が受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金19,562,522円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、請求額のうち18,155,739円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。

報告第3号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年2月22日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和3年（ワ）第483号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年12月8日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和3年（ワ）第483号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が横断歩道を歩行中、被告が運転する普通乗用自動車被害者に衝突し、被害者が受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金19,738,587円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、請求額19,738,587円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、本和解成立後、速やかに本件訴訟を取り下げる。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

被告から上記和解内容による和解の申し出がなされ、本和解は、当広域連合の主張に沿った内容であるため。